

広島県告示第七百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十四年広島県告示第三百十二号で認可した備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

収用の部分

平成二十四年広島県告示第三百十二号の事業地のうち、新浜町二丁目を削除する。

使用の部分

変更なし